平成２１年（フ）第４７１号
金沢市富樫３丁目３番20号　富樫ヴィヴレ１号、従前の住所金沢市御所町１丁目333番地
債務者　廣井　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８６号
長野県茅野市宮川10897番地１　コーポアカネ103号
債務者　矢﨑　朝子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４５号
静岡県下田市東中22番地４
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第１７４４号
名古屋市中区千代田２丁目16番10号　アーバニア鶴舞第２―605号
債務者　平敷美代子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２３号
愛知県尾張旭市霞ケ丘町北94番地
債務者　梶田　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６５号
名古屋市緑区鳴海町字赤塚158番地の４
債務者　松永美知子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７９号
愛知県尾張旭市新居町西浦3164番地　コーポ城山106号
債務者　渡邊　利男
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０１号
愛知県東海市名和町二番割上10番地の16
債務者　金原美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４３０号
名古屋市中川区松年町４丁目27番地
債務者　岡井　明男
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７１４号
名古屋市中川区前田西町２丁目201番地　県営西前田住宅２棟310号
債務者　北山　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４０号
名古屋市千種区新西１丁目６番19号、住民票上の住所名古屋市千種区高見１丁目２番20号
債務者　楠　　孝次
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７６０号
愛知県日進市折戸町枯木21番地29　エスポア日進1105
債務者　鶴見　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０号
鳥取県鳥取市河原町佐貫834番地４
債務者　中山いずみ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７４号
鳥取県鳥取市卯垣２丁目246番地、旧住所鳥取県鳥取市卯垣２丁目574番地　ベルビューコバヤシ205号
債務者　北浦　里佳
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８６号
鳥取県鳥取市北村297番地
債務者　安藤　勝代
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８９号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目３番２号
債務者　竹内　正樹
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０４号
鳥取県米子市観音寺新町１丁目12番15号Ａ102号
債務者　岸本　裕二
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部